Metadata, citation and similar papers at core.ac.uk

『長崎国際大学論叢』 第4巻 2004年1月 193頁~205頁

W・ポーリヒカイトの「子どもの教育への権利」論 ----子ども、親、国家、そして社会-----

The Theory of the Children's Right to Education (das Recht des Kindes auf Erziehung) by Wilhelm Polligkeit: Children, Parents, State and Society

山岸利次 Toshitsugu YAMAGISHI

ABSTRACT

CORE

In this paper, the writer has attempted to clarify the theory of the Children's Right to Education (das Recht des Kindes auf Erziehung) by Wilhelm Polligkeit. Polligkeit, who was a drafter of Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt (RJWG) discussed the Children's Right to Education in the perspective of relations among children, parents, and state.

In das bürgerliche Gesetzbuch (BGB), the infringement on the interest of children was judged only when parental power was abused, and intervention by state was very restricted. But Polligkeit thought that children's interests was infringed not only by parent's bad behavior (abuse of parental power) but also by social relations, and that state had to ptotect children from such relations. In this respect, Polligkeit discovered 'society' as a legal concept for the children's right to education. Of course, this idea of 'society' needed a new legal principle, so Pollikeit would draft RJWG in order to create this new principle.

目 次

1 はじめに

- 2 子ども・親・国家―子どもの利益保護における三者の関係 ・BGB1666 条の目的
 - ・BGB における「教育」概念

・子どもの請求権

3 〈社会〉の発見と「子どもの教育への権利」
 ・補論 〈社会〉原理と教育・福祉

終わりに―RJWG へ

1 はじめに

1922年に制定された共和国少年福祉法 (Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt, RJWG) は、ド イッ史上、はじめて「子どもの教育への権利 (das Recht des Kindes auf Erziehung)」を 法定したものである¹⁾。RJWG の制定自体ドイ ッ青少年福祉史において画期的な出来事で あり²⁾、その法理は、その後の青少年福祉法 (Gesetz für Jugendwohlfahrt, JWG)、 児 童・青少年援助法 (Kinder- und Jugendhilfesgesetz, KJHG) に引き継がれているが、と りわけ「子どもの教育への権利」条項に着目す るならば、そこには当時の人間科学によっても たらされた新たな教育・社会観が内包されてい たと評価することができる。

, t

1.525

山,岸利和次国、新闻、立时的国家、国家、国家

RJWG の法理は、一方で、上位法たる憲法 (Reichsverfassung) および民法典 (das bürgerliche Gesetzbuch, BGB)を参照すること によって決定される。しかし、他方、RJWG は 憲法や民法典には収まらない新たな法・教育原 理を形成した³⁾。すなわち、〈憲法―民法典〉の 法理において、子どもの保護のための法的介入 は、原則的には、明らかな親権濫用が存在して、 いなければならないとされているが⁴⁾、それに 対して、RJWG は、たとえ親権濫用がなくと も、教育条件や生活環境・関係(Lebensverhältnisse) により子どもの権利が侵害されてい る場合にも法的介入を行うべきであるとし た⁵⁾。このような〈親―子〉関係ではすくい上げ ることのできない環境(Umstände)の病理の 法的発見―これは〈社会〉の法的発見と言って もよい⁶⁾—こそ RJWG の切り開いた新たな地 平であり、それは統計学や社会学をはじめとす る人間科学によってもたらされたものである。

本稿は、以上のような RJWG の新たな法理 として結実する「子どもの教育への権利」論が そもそもいかなる意味を持っていたのか、何が 目指されていたのかということを明らかにする ために、RJWG の起草に中心的な役割を果た した W・ポーリヒカイトの著した『子どもの 教育への権利』[以下、『権利』]⁷⁾を史料とし、 その論理を考察することを目的とする。このテ キストは起草者の手により RJWG の制定以 前に書かれたものであるために、最終的に RJWG に結実する問題認識がいかなるもので あったかを端的に表していると考えられる。 『権利』の章構成は以下の通りである。

・第1章 課題の設定
 ・第2章 子どもの自然一人倫的(natürlich=sittlich)教育要求への法的
 保護と不良化への措置
 ・第3章 法的概念としての整った教育

(ordnungsmäßige Erziehung).

1 この概念の歴史的な発展

2 民法典における法的概念としての

整った教育

- ・第4章 子どもの教育コストへの請求
- ・第5章 子どもの整った教育への法的請求

権 (Rechtsanspruch)

・第6章 危機にさらされた子どもの保護に おける BGB1666 条の現実的な

意義

章構成からわかるように、『権利』は一貫して BGB の枠内で「子どもの教育への権利」の保 障のあり方を模索している。しかし、具体的に は後述するが、その論述は、BGB、とりわけそ の親権規定の運用による子どもの権利保護の限 界を表しているのである。BGB に収まりきら ない子どもの権利保護とはどのようなものなの か、そしてそれはいかなる教育・社会認識のも とに議論されるのか、ということを以下明らか にしていく⁸。

2 子ども・親・国家―子どもの利益保護にお ける三者の関係

ポーリヒカイトが、冒頭において、「この研究 は、民法典の規定に基づいて、整った教育への 子どもの利益が、親との関係において法的に保 護されるか否か、また、どの範囲において保護 されうるか、さらには、その保護の結果、子ど もに法的に強制力をもった請求、すなわち法的 請求権が発生するか、ということを確定するこ とを目的とする」(S.1)と言うように、『権利』 は BGB を参照することによって、子どもの権 利の制度的保障の糸口を模索することを意図し ている。これは、当時の青少年福祉における重 要な領域であった「保護教育(Fürsorgeerziehung)」の法的根拠である保護教育法が BGB のラント施行法であったということによる。し かし、すでに指摘したように、当のポーリヒカ イトによって起草された RJWG は、BGB (さ らには憲法)の法理を明らかに逸脱した原理を 包含している。その意味で、『権利』はあくまで (当時の)現行法であった BGB に依拠し、そ

の論理に忠実に従いながら、しかし、同時にその限界を証明してしまうという類のものであった⁹⁾。本章では、ポーリヒカイトの論述に沿って、BGB における子どもの権利保護の論理がいかなるものであり、また、それがどのような限界を持っていたか、ということを、・BGB1666 条の目的、・BGB における「教育」概念、・子どもの請求権、という3点から検討することとする。

・BGB1666 条の目的

「子どもの教育への権利」を考察する前提と して、ポーリヒカイトは、親権濫用について規 定した BGB1666 条がそもそもいかなる目的 を持っていたのかを、その成立史にそって検討 する。ポーリヒカイトによれば、BGB1666 条 は、元来、その法案審議においては「子どもの 親に対する自然一人倫的教育要求の法的保護」 と「青年期における不良化と犯罪行為への措 置|という相対的に区別された二つのことが目 的とされていた¹⁰⁾。そして前者においては、「国 家介入の本質的な前提は、両親がその子どもの 教育的発達の危機の原因であり、その危機を両 親自身によって回避あるいは排除することがで きるということ」(S. 4) であるが、後者におい ては、「両親の教育権限への国家介入の正当化 にとって、子どもの不良化の原因を両親の行為 に帰することができ、両親によって不良化が予 防あるいは排除されうるかどうかという問題に ついての判断は、―その正当化のためには、絶 対的な教育規準を客観的に満たしていないとい うことで十分であるがゆえに一重要ではない」 (S. 4) とされる。さらに、前者による国家介入 は親に対して子どもの個別的な利益を保護する ものであるために「私法 (Privaterecht)」的に 規制されるものであり、後者のそれは青少年の 不良化に対して「国家福祉(Staatswohl)」の 観点から行われるものであるがゆえに「公法 (das öffentilichen Recht)」の領域のもので あると、その性格の違いを端的に述べる¹¹⁾。し

かし、その後の法案審議の進行では、両者の違いはしっかりと分けて議論されることはなく、 むしろ議論の焦点は、いかなる条件において国 家介入はなされるべきか、という介入要件に絞 られていったのである¹²⁾。そして、議論の結果 として制定された1666条では、国家福祉的な青 少年の不良化への対策についての観点は、それ が親権に対する国家介入の道を大きく広げるも のとして否定され、親権の濫用のみが国家介入 の要件とされたのである。

- このように BGB1666 条の制定過程を概観 した上で、しかし、ポーリヒカイトは、当初目 的として設定されつつも、審議過程において後 景に退けられていった青少年の不良化に対する 国家介入の観点の重要性を喚起する。むろん、 その理由には、法的介入の要件を親権の濫用の みに限定すると現実の青少年問題には対応でき ないという認識があるわけだが、その理論的枠 組みとしてポーリヒカイトが依拠するのが、 A・シェフレの社会有機体説¹³⁾であった。 シェフレの議論を援用しつつ、ポーリヒカイト は以下のように自らの家族観を展開する¹⁴⁾。す なわち、シェフレが家族と社会(国家)の関係 (Verhältnis zur Gesellschaft bezw. zum Staat. (S. 13)) を生体の細胞と全組織のそれ とのイメージで捉えたことをうけ、ポイカート は「生体組織の細胞が、全体組織の健康や成長 がそれに依存するような一定の秩序だった機能 を果たさなければならないように、社会身体 (Gesellschaftskörper)の根本細胞としての家 族に対しても一定の機能があてがわれており、 その機能は社会身体の人格的要素の増加・維 持・判定に最も重要なものである」(S. 13)と する。しかも、その機能は、「身体―組織的(leiblich=organisch) なものだけでなく、精神一人 倫的 (geistig=sittlich) な社会的身体の人格的 存在の修復、発展的形成、扶養、補足」(S. 14) にあるとされる。このような家族の見方は、 ポーリヒカイトにあっては直接に「子どもの身 体—精神的幸福(das leiblichen und geistigen Wohl)の保護は家族の機能として現れ る」ということになる。そこから、「社会(Gesellshaft)との関連において、家族はその機能 を果たさなければならず、その機能充足を妨害 したり不可能にするような障害は、回避あるい は排除されなければならない」(S. 14)という 結論を導き出すのである。無論、これは国家福 祉的な青少年の不良化に対する国家介入を肯定 するものである¹⁵⁾。

ポーリヒカイトは BGB1666 条をその成立 史にそって検討することにより、子どもの権利 保護について、親の行為が原因ではない(親権 の濫用が必ずしもその原因ではない)不良化に 対する国家福祉的介入の法理の必要性を明らか にしたのであった。

BGB における「教育」概念

「子どもの教育への権利」の法的保護とは、そ もそもそこで言う「教育」(「整った教育(ordnungsmäßige Erziehung)」)が法概念として いかなる意味を持つのかということの確定を前 提とする。これに対して、ポーリヒカイトはこ の概念の意味を歴史的に振り返りながら、BGB における「整った教育」の意義を考察する。

ポーリビカイトは、子どもの教育への利益保 護が法的な問題として浮上したのは比較的最近 のことであると言う。しかし、それは子どもへ の整った教育の必要性が自覚されていなかった からではない。むしろその原因は、以前の法体 系においては、権利・法(Recht)の名のもど に、〈親一子〉間の人格的な関係に法的な規制 が介入することを排除してきたからである。そ して、このような体系においては、子どもの利 益が法的対象とされるのは、財産権についての それにすぎなかったのである。

このような歴史について、ポーリヒカイトは 端的に子どもの利益についての「二元論 (Dualismus)」が存在していると言う¹⁶⁾。すなわち、 一方には「子どもの経済的利益 (die ökonomischen Interessen des Kindes)」があり、 それはローマ法の patoria potestas あるいは ゲルマン法の mundium 以来法的に規制され てきたとする。しかし、他方の「人格・人倫 的関係 (die persönlich = sittlichen Beziehungen)」に関わる子どもの利益は「慣習と人 倫による規制 (Regeln der Sitte und Sittlichkeit)」に服するのみであり、一貫して法の 対象とはならなかった¹⁷⁾。それゆえ、親の子ど もに対する人倫的義務 (sittliche Pflicht)の議 論は法的には発達してこなかった。しかし、 ポーリヒカイトは、後者における子どもの利益 保護も法規制の対象にしなければならないとす る。

このポーリヒカイトの判断は、彼の歴史認識 に基づいたものである。ポーリヒカイトは、親 子の法的関係について二つの傾向があるとす る。まず、文化、とりわけ経済の発達のもとで、 子どもの教育の必要性(Erzhiehungserfordernisse)および自然な教育要求の法による規格 化 (Normierung) の緊急性が増大したという ものである。というのも、「増大した親義務を満 たすために、自然・人倫的な欲求で十分である 可能性が減少した」(S. 18) からである。そし て、このような状況のもと、「変動した経済形態 のもとで家族の結合が緩み、それに対して国家 との結合が強まった程度に応じて、家族構成員 への保護義務―少なくともそれは家族結合の問 題なのであるが―が補足的に国家に委ねられ る」(S. 19)¹⁸⁾ というもう一つの傾向が現れ る。ここから、国家の役割につき、子どもの所 有者・保護者としての位置を国家に与え、子ど もの利益の観点から親権・親義務の行使を国家 に監視させるという「保護原理 (Schutzprinzip)」(これは「後見原理 (Vormundprinzip)」 とも言い換えられる) が優位になるのであ

このように国家による子どもの教育への利益 の法的保護の理論的基盤は整えられるのだが、 では、そこでの「教育」とはいかなるものか。 その際、ポーリヒカイトが言及するのは BGB の親権規定である。BGB において、親権とい う名称は子どもへの後見的な権力を表すものと して何度も現れるが、それは未成年者を不利益 から守るという子どもの利益保護と、目的に あった適切な教育を行い、独立した人格を持っ た人間を教育するという将来の主体形成のため の教育という二つの意味がある。これらは元 来、親の自然・人倫的義務であったものだが、 法化されることにより強制力をもつものになっ た。

しかし、BGB においては、上記以上のこと を述べてはおらず、具体的な教育のあり方につ いての言及はしていない。ポーリヒカイトは、 それゆえ、法概念としての「整った教育」を確 定するには、法に関わる限りにおいて、一般的 に妥当する教育概念を検討しなければならない とするのだが、そこからポーリヒカイトは、ま ず、「教育権力 (Erziehungsgewalt)」を「子ど もの利益、能力や素質、さらには状況・関係 (Verhältnissen) に対応した方法で身体的、精 神的そして特に人倫的な形成に配慮し、その子 どもを「人生の職(Lebensberufe)」を行える ようにし、この目的達成のために子どもの行為 を指導する権利と義務」(S. 28) である²⁰⁾ と教 育権力の権利=義務性を確認する。その上で、 「教育は子どもを「人生の職」を行えるようにし なければならず、さらに教育手段は子どもの利 益、能力、素質、特に状況・関係に対応したも のでなければならない」(S. 28)と定義する。

このような一般的な定義ののちポーリヒカイ トは直接に「教育」について言及している BGB1631条²¹⁾の法理を検討するのだが、そこ で強調されるのが子どもの個別的な生活状況 関係(Lebensverhältnissen)への着目であ る²²⁾。生活状況・関係は親子関係と生活環境 (Lebensumständen)の側面に分けられるが、 さらに後者は「合身分性(Standesmäßigkeit)」概念と結びつき、個別の子どもにどのよ うな教育を具体的に保障していくべきかの基準 となる。このことは、「教育において、それが合 身分性に由来する要求を満たすべきであるとい うことが要請されるとき、そのことは、子ども が社会の層 (soziale Schicht) において育てら れるべきであり、家族の生活状況・関係を通じ て密接に結びついているべきだということ、し かしその一方で、教育がその社会層を越える必 要がないということを意味する」(S. 35)とい うことが示すように、同時に、〈社会〉的存在と しての子どもという認識を背後にもっているの である。しかし、生活状況・関係および合身分 性概念は〈社会〉による教育の多様性を要請は するものの、保障しなければならない教育の基 進そのものを破棄するわけではない。あくまで 保障すべき内容は変わるものの、そもそもの子 どもの利益、親の役割は変化しないので、「整っ た教育|が満たされているか否かは測定が可能 であるとするのである²³⁾。 1.1

このようにポーリヒカイトは、親の人倫的な 義務を法的対象とする(人倫的とは、まさに、 〈Sitte-Sittlichkeit〉の観点からは、本来、法に なじむものではなかった)ことで「教育」の法 概念としての確定を行なった。さらに、その際 「生活状況・関係」を教育に本質的な要素とし て導入したのであった。

・子どもの請求権

以上のように「子どもの教育への権利」の内 実を明らかにしていくなかで、ポーリヒカイト は「子どもは親に対して整った教育への請求権 を持っているか」(S. 51)という問題を提起す る²⁴⁾。この問題について、BGBの審議過程で は、親の教育義務が人倫的な領域に属するもの であり、それがあくまで人倫的強制(der sittlichen Zwang)に服するものであるために法 的強制になじまないとされていた。それに対 し、ポーリヒカイトは教育義務においても、そ の履行のために法的強制が適当な領域があると した。そうは言うものの、しかし、ポーリヒカ イトは親の教育義務が子どもの権利に対応する ものであり国家に対するものではないというこ

197

とを強調するのである。ここでポーリヒカイト が念頭においているのは、親権の履行を法的強 制の対象することは、親権が子どもの権利に対 応するものだとした場合、子どもの権利を満た しているか否かが訴訟の対象になり、それゆえ 親権は国家の権利の対応物だと見る立場であ る。親権の履行は国家による法的強制に服する が、あくまで親権の義務性は子どもに対するも のであるという立場をポーリヒカイトはとるの である²⁵⁾。

このように親権の履行を子どもの権利との対 応で捉え、それを法的強制の対象とした上で、 ポーリヒカイトは子どもの請求権につき、それ を子どもの権利と区別し議論を展開する。すな わち、「整った教育への権利は両親が教育権力 を義務に違反しないで行使するという子どもの 利益に存在する」のであり、それに対して「請 求権は、そのような子どもの利益が親の振る舞 いを通じて侵害され、子どもの身体・精神的幸 福がそのことにより危険にさらされている限り において生じる」(S. 52)とされる。さらに具 体的に子どもに請求権が発生する要件として ポーリヒカイトは、子どもの教育への利益の保 護が法的強制になじむものであり、「さらに子 どもの教育利益は教育義務者の振る舞い―それ は BGB1666 条の意味において義務違反であ り、子どもの精神・身体的幸福を危険にさらす ものである―から法的に保護されなければなら ない」(S. 53)と述べ、BGB1666 条を参照する のである。

このようにして、ポーリヒカイトにおいては 子どもの請求権の問題は BGB1666 条の解釈 論へと結びつくのであるが、しかし、ポーリヒ カイトにとって、子どもの利益保護という観点 から言えば、BGB が規定する介入の要件は必 ずしも十分なものではなかった。子どもの請求 権は、〈親一子〉の法的関係の枠内でのものであ る。それゆえに、子どもの利益侵害の原因が明 示的に親(の振る舞い)である限りにおいて有 効なものであった。BGB1666 条でいうところ

の「義務違反」概念は親がその義務を行使する ことができることが前提とされており、逆を言 えば、義務行使能力がその親になければ BGB 1666 条は効力を持たないのである²⁶⁾。すなわ ち、「義務を負ったものがあらゆる努力にもか かわらず [子どもの権利の] 充足が不可能な場 合、権利を充足しなかったということは義務を 負っている者にとっては義務違反ということに はならないのである。そこから、一般的には、 その影響が義務を負った者の意志領域の外部に 存在する環境が彼に対して義務充足を妨げる場 合は、それは義務違反概念の範疇から排除され る」のである(S. 55)。さらに、「子どもは、教 育義務者が責任を負う必要のない環境がその教 育の利益を侵害する場合は保護されない。そこ から、BGB1666 条を基礎とする権力保持者に 対しての子どもの保護は、その保持者が子ども に義務を負っている教育にいいかげんな場合、 すなわち過失があった場合にのみ開始される」 (S. 64) と子どもの請求権、および BGB1666 の及ぶ範囲の限界を述べている。

! ' '

ポーリヒカイトにおいて子どもの請求権を認 めるか否かという問題は、「子どもの教育への 権利」の対応物である親権の義務的側面に対し てどの程度法的強制を行うことができるかと いう問題であった。そして、その基準として BGB1666 条の法理を検討したのであった。し かし、請求権の要件としてはともかく、子ども の利益保護という観点から言うならば、BGB 1666 条は不十分であるということが確認され たのであった。子どもの請求権の確定を目的と しつつも、かえってそのことが請求権の射程外 にある権利侵害の発見へとポーリヒカイトを導 いたのであった。

3 〈社会〉の発見と「子どもの教育への権利」

前章においてポーリヒカイトの「子どもの教 育への権利」論を、〈子ども一親一国家〉という 三者関係において、3つの観点から検討してき

た。そして、その検討においていみじくも明ら かになったのは、〈子ども―親〉・〈子ども―国 家〉・〈親―国家〉というそれぞれの関係には、 その一方には還元できない、しかしにもかかわ らずこの関係に決定的な影響を与えるものが介 在しているということであった。このような介 在物を、ここでは〈社会〉と呼ぶこととする。 しかし、このような介在物を〈社会〉と名指す ことはなんら不当なことではあるまい。ここで 私たちは、M・フーコーの次のような言明を想 起すれば十分である。「[統治しすぎることは まったく統治していないということになるとい うときに]発見されたのは―それは18世紀末の 政治思想における偉大な発見であるが―社会の 概念 (the idea of society) であった。つまり、 政府は領土や領域、その臣民だけでなく、独自 の法則や反応の組織、妨害の可能性と同様にま た規則をもった複雑で独立した現実に取り組ま なければならない。この新しい現実が社会であ る」²⁷⁾。フーコーが言わんとしていることは、国 家とその統治対象は直接に結びついているもの ではなく、その間に統治を阻害する新たな現実 ―それを端的にフーコーは社会と呼ぶ―が発見 されたということである。この観点から見る と、ポーリヒカイトの子どもの権利論は、子ど もの利益の実現を阻害する〈社会〉の発見の上 に構築されたものであると言うことができる。

ポーリヒカイトに即して言うならば、そこで の〈社会〉は、直接的な〈社会〉学²⁸⁾の成果へ の言及、子どもの成長に影響を与える生活環 境・関係(Lebensverhältnissen)への着目、そ して彼の(人倫的)教育論という3つの位相に おいて現れる。

まず、ポーリヒカイトによる直接的な〈社会〉 学の成果への言及であるが、前章で示したよう に、ポーリヒカイトは自らの理論を構築するさ いに A・シェフレや R・イェーリングの理論 を参照している。シェフレやイェーリングを今 日的な意味での社会学の論者とするかどうかに ついては議論の分かれるところであろうが、さ しあたりここではデュルケム流に「道徳の実証 科学(la science positive de la morale)」者 として両者をおさえればよいであろう²⁹⁾。シェ フレの社会有機体説にしろイェーリングの社 会・国家の把握にしろ、そこで共通しているの は、個人の〈外部〉³⁰⁾に存在している、にもか かわらず個人の道徳に決定的な影響を与えるも の一そしてそれこそが、イェーリングがキー概 念とした「慣習(Sitte)」である一への自覚で あった³¹⁾。このような議論を下敷きにしなが ら、ポーリヒカイトは、その原因を親の振る舞 いに帰することのできない子どもの利益侵害に 対する法的保護のあり方を模索したのである。

このような〈社会〉要素を表した概念として 「生活状況・関係」を捉えることができる。前章 で指摘したように、ポーリヒカイトは子どもの 利益侵害あるいは教育における生活状況・関係 の影響を重視する。そこからポーリヒカイトは 子どもの利益を保護するための法的要件として の BGB1666 条の不十分さを論じる(無論、 1666条は親権濫用についての規定であり、これ は親の振る舞いによる子どもの利益侵害につい て定めたものである)。ここから、ポーリヒカイ トは、私法(Privaterecht)原理とは区別され た公法(das öffentilichen Recht)原理による 「国家福祉」的観点に立った(青少年問題に対 する)国家介入の必要性を唱えるのである³²⁾。

また、その(人倫)教育論も〈社会〉を基盤 とするものであった。前章で指摘したように、 ポーリヒカイトは法的概念としての「整った教 育」の目的を、子どもが「人生の職(Lebensberufe)」を行えるようにすることとするのだ が、その構成要素に「人倫的形成(sittliche Ausbildung)」を挙げている。これは子どもた ちが「社会の共同生活(Zusammenleben in der Gesellschaft)」を過ごすために欠かすこ とのできないものであるが、この教育のあり方 について、ポーリヒカイトは「この[人倫的形 成の] 原理のもとに、私たちは、自由で、内 的な心術(innere Gesinnung)に由来する 山岸利次

·治疗、治疗病、水疗患症治、治疗治疗**成**量用的成分的

それ [規範の遵守] と、外的な強制(äußerer Zwang)の成果により認識されるそれを区別し なければならない」(S. 29)と述べる。ここで 「心術」と「強制」が個人にとって〈内的/外的〉 と区別されているが、しかし、内的な心術に基 づき規範を遵守させる教育するとはいかに可能 か、ということが問題になる。ここで私たちは 「心術」概念に着目する必要がある。心術とは、 人間の心的態度を示す概念であるが、それは純 粋に個人の内的態度を表すものではなく、外部 規範たる「慣習 Sitte」との関係で捉えられる ものである。すなわち、心術とは、一方で個人 に内的でありながらも、他方で慣習との連関に より外部に開かれたものなのである。その意味 で、心術とは、〈慣習(Sitte)―心術(Gesinnung) — 人倫 (Sittlichkeit)〉という連関にお いて捉えられるべきものである³³⁾。そしてこの 連関のなかで「心術」を理解するとき、おのず とポーリヒカイトの教育論の眼目が明らかにな る。すなわち、彼が自らの教育を「人倫的形成」 というとき、その「人倫」とは、あくまで「慣 習」との関係で成立する人間の道徳性(Moralität とは異なる Sittlickeit) を問題にしてい ること、これである。この連関は、個人の内部 たる Gesinnung を媒介としつつ、Sitte が個 人を sittlich にし、またそこから sittlich な 個人は Sitte に対する遵守を身につけるとい う循環関係を形成するだろう。これをポーリヒ カイトは「整った教育という概念は主体的な人 倫(subjektive Sittlichkeit)への形成と同様 に慣習の遵守 (Beobachtung der Sitte)、最 終的には法規範への服従の形成を含んでいると いうことである」(S. 30)、さらに「法的秩序へ の参入および法的秩序を尊重する意志、これが 法に服従することの2つの要素であり、それら の子どもにおける発達が人倫的教育(sittliche Erziehung)が最終目的として到達しようとす るものである」(S. 31f)と述べる。ポーリヒカ イトのいう「人倫的形成」とは、このように「慣 習」との関連において成立する「人倫」形成の

ための教育だったのである³⁴⁾。

このように、ポーリヒカイトの「子どもの権利」論は、〈子ども一親一国家〉の関係を論じつつも、その背後には〈社会〉の発見とでも言うべき認識が存在していたと言える。そして、この認識こそ、RJWGの新たな法理へと連なるものなのであった。

・補論 〈社会〉原理と教育・福祉

これまでの記述において、私たちは〈社会〉 という概念を先に引用したフーコー的な意味 で、その限りにおいて原語にとらわれることな く使用してきた。ここでは、当時の歴史的状況 との関わりを念頭におきつつ、本論に関わる限 りにおいて、「社会」という言葉と〈社会〉との 関係を示しておく。

まず、「社会」といったときにドイッ語では、 Gesellschaft と das Sozial という 2 つの 言葉があることを指摘しなければならない³⁵⁾。 そして、それぞれの言葉に対応して、「社会学 (Gesellschaftslehre)」と「社会学 (Soziologie)」という 2 つの社会学が歴史上存在してい た。

「前者の Gesellschaftslehre の中心論者とし て、L・シュタインが挙げられる³⁶⁾。シュタイ ンは、先に私たちが〈社会〉といったもの一国 家と個人を媒介する、それ自体独立した運動を なすもの—を Gesellschaft して認識し、社会 学 (Gesellschaftslehre) の必要性を自覚し、そ の学的体系を打ち立てようとした人物である。 しかし、シュタインにおいては、紆余曲折があ るものの、最終的に社会学は「国家学 (Staatswissenschaft)」の一分科—国家学の部分学と しての社会学―として位置付けられるべきもの であった。そして、その背景には、G・W・ ヘーゲルの「家族―市民社会―国家」という段 階論の影響がある。すなわち、シュタインに とって、あくまで社会は矛盾態であり、それは (倫理的)完全態たる国家によって改革されな ければならないものであった。つまり、人的共

200

同体としての性格は共通しつつも、社会(Gesellschaft)は国家行為(そして、それがシュタ インがやはり体系化しようとした「行政(Verwaltung)」である)の対象として、〈主一客〉 関 係としてとらえられていたのであった。

このような社会(さらには、社会と国家の関 係の)捉え方は、19世紀(後半以降)の国家学 の諸学への影響を考えれば、大きな意味を持つ ものであったと言える。例えば、先に触れた デュルケムに影響を与えたドイツ統計学も、当 初は国家学の分野として位置付けられたもので あった。また、ドイツにおける社会福祉の学的 基盤を準備する「社会政策学(Sozialpolitik)」 も、無論国家学の一分野として正当に位置付け られたものである。

それに対して、das Sozial はどのような意 味を持ったものであろうか。まず、Gesellschaftslehre に対応する Soziologie につい てであるが、これは、つとに指摘されているよ うに、社会政策学会のイデオロギー的な意味を 持った研究に対し、「価値自由」を標榜した研究 者達が、自らの研究の名称として用いた言葉で ある37)。しかし、ここで何より指摘しておかね ばならないのは、Soziologie が対象とする「社 会(das Sozial)」とは、もはや国家との関係に おいて対象物として位置付けられるようなもの では決してなく、「相互作用」とでも言うべき、 人間関係の総体を含むものであったということ である³⁸⁾。それは、Soziologie の国家学からの 独立という歴史的状況と密接な関係を持つもの であるが、そこでは、社会一元論とでも言うべ き、国家もまた社会の一形態であるという〈国 家-社会〉の逆転した把握が見られるのであ る。

ここで、直接に sozial という言葉を冠した 概念である「社会国家 (Sozialstaat)」と「社会 的教育学 (Sozialpädagogik)」という2つの概 念を概観してみる。まず「社会国家」であるが、 これは、近年の比較研究のための概念を別とす れば、ドイツ固有の概念であると言うことがで

きる。さらに、そこでの sozial とは、きわめて 価値的な概念であるとされる³⁹⁾。すなわち、ド イッ語の「福祉国家(Wohlfahrtsstaat)」は、 それが絶対主義的な福祉のための個人の私的領 域への介入をイメージするものとして、忌避さ れてきたのであり、福祉国家に代わる概念とし て「社会国家」が使用されてきたのである。し かも、カトリック社会理論である「国家補助機 能原則 (Subsidiarität)」を内包することによ り、社会国家は個人の自由を最大限尊重するこ とが目指された⁴⁰⁾。その限りにおいて「社会国 家 (Sozialstaat)」は、理念的には、 〈Staat-Gesellschaft〉という〈主一客〉関係を否定した 一にもかかわらず、社会問題(soziale Fragen) に積極的に関わる一国家であると言うこ とができるであろう。次に「社会的教育学 (Sozialpädagogik)」であるが、これについて は、大別して2つの系譜があると言われてい る⁴¹⁾。まず、一方には「教育の社会的側面を強 調する教育学」、すなわち「個人的教育学に対置 する教育学として、教育・人間形成に対する共 同体あるいは社会の規定力を問題にする立場」 であり、他方は、「社会問題に対する教育的助力 として、それぞれの時代の社会的窮迫に向かう ものであると構想され」、「当時の社会問題に対 する教育学的解決をめざす一つの運動と言うべ きものであり、教育を軸にしながらその他の物 質的援助をも含んで、「社会問題の解決」のため の社会形成をはかろうとする立場」であった。 このように相対的に異なる系譜であるが、それ は(当たり前であるが) das Sozial の発見とい うことで共通している。すなわち、人間形成に おける社会の規定力を重視するのであれば、そ のことは必然的に「教育」なるものに社会への 配慮を含みこまなければいけないことを帰結 し、そのことはもちろん、社会問題への教育 (学)的接近を意味するからである⁴²⁾。そして、 やはりここで言う「社会」が Gesellschaft と は区別される das Sozial であるということの 意味はおのずと明らかであろう。社会の教育力 山岸利沙、小田市では、「「「「「」」「「」」「「」」「「」」」「「」」」「「」」」

といい、社会問題といい、そこでいう社会は国 家の客体としてのそれではない。それは、個人 外にありながら、しかし、根本的に人間のあり 方を規定し、しかも客体化を拒むような、その ような存在なのである。このように見るなら ば、今まで私たちが〈社会〉といってきたもの は、das Sozial という概念と近似することが 可能である。無論そのことは、Gesellschaft と は区別された意味での das Sozial が学的概念 として19世紀後半以降発見されてきたという歴 史的事実とは無縁ではないのである⁴³⁾。

4 終わりに-RJWG へ

「疑いなく、私たちの現代的な家族にとって、 その自然・社会的(natürlich sozial)機能を 守ることができない状態を受け入れるというこ とは正当化されないものであろう。しかし、ま さに子どもの教育において、私たちの家族の大 部分はもはやその課題を充たすことのできる状 態ではないことはますます確実なのである。そ して、国家の義務は、このような部分において 民族身体(Volkskörper)の解体を無頓着に見 過ごすのではなく、子どもの自然的要求が、そ れに対応した国家の教育援助によって守られる ように、手遅れにならないように保護を行うこ とにある。」⁴⁴⁾

ポーリヒカイトは『権利』をこのように結ぶ。 これまで『権利』を検討してきた私たちにとっ て、この言明の意味の説明は不要であろう。子 どもの教育への利益保護を考察するために BGB に沿いながら子ども・親・国家の三者関 係を考察したポーリヒカイトは、そこに〈社会〉 という新たな一しかも子どもの利益保護にとっ て決定的な影響を与える一要素を発見した。そ して、同時に、BGB を基本とする法体系に従 う限りは、それへの対応は十分に行うことがで きないということも明らかにされた。このよう な問題認識がポーリヒカイトを RJWG の制 定に向かわせるものだったのである。親の行為 に原因を帰することのできない、〈社会〉に由来 する利益侵害から子どもをいかに保護するか、 これこそがポーリヒカイトの「子どもの教育へ の権利」論の一貫したモチーフであり、RJWG の法理へと連なるものだったのである。

註

 第1条 すべてのドイツの子どもは、身体的・ 精神的および社会的成熟のための教育への権利を 持つ。

両親の教育の権利および義務は本法により侵害 されない、教育権能者の意思に対しての介入は, 法が許容する場合にのみ認められる.

子どもの教育への要求が家庭によって満たされ ない場合,自発的活動による共同作業を侵害する ことなく,公的な青少年援助が開始される.

- 2) 吉岡真佐樹は RJWG の要点を以下の4点に あるとする、「(1)公的青少年援助は、「青少年福祉 (Jugendwohlfahrt)」を促進するための、家庭お よび学校とならぶ第三の教育力である。(2)ここで いう「青少年福祉」とは、「青少年育成」の方策と 特別な保護を必要とする青少年に対する「青少年 教護」の方策の双方を含むものである。(3)公的青 少年援助は、法によって他の公的団体や施設に委 ねられない限り,青少年福祉官庁(青少年事務所, ラント青少年事務所、ライヒ青少年事務所)に よって行われる.(4)青少年事務所は,職業的管理 と名誉職的に活動する青少年援助の代表者から構 成される合議体機関である.」(吉岡真佐樹「社会 的教育の職業化と専門職化への志向一世紀転換期 からワイマール期」望田幸男編『近代ドイツ=資 格社会の展開』名古屋大学出版会,2003年,156and the second 57頁).
- 3)以下の記述については、参照、拙稿「1922年ド イッ共和国青少年福祉法における「子供の教育へ の権利」条項の法理―コンメンタールの教育史的 分析を通じて」『東京大学大学院教育学研究科紀 要』第41巻、2002年.
- 4) BGB1666 条 父親が子供の人格への保護権を 濫用したり、子供を放置したり、あるいは破廉恥 な非道徳的な振る舞いをすることで、子供の精神 的(geistig)・身体的(leiblich)幸福が危機にさ らされる場合、後見裁判所はその危機の防止のた めに必要とされる措置をとらなければならない。 後見裁判所は、特に、子供を、その教育(Erzie-

hung)の目的のために適当な(geeignet)家庭 か,教育施設,あるいは矯正施設に収容すること を指示することができる。

- 父が子供の扶養される権利(das Recht'des Kindes auf Gewährung des Unterhaltes)を 侵し,将来,扶養の重大な危機が予想されうる場 合,父親から,財産管理権及び用益権を剥奪する ことができる.
- 5) このことを端的に表しているのは保護教育について定めた第63条の以下の保護教育開始の要件である。
- 「2 不良化の矯正のために,保護教育が,教育の 不足のために必要な場合.」
- ここでいう「教育の不足(Unzulänglichkeit der Erziehung)」とは,「親権の濫用」ではカヴァー できない領域を指し示したものである.
 - 6) 〈社会〉については第3章を参照.
 - 7) Wilhelm Polligkeit, Das Recht des Kindes auf Erziehung, Dresden, 1908.
 - 8)なお、ポーリヒカイトの「子どもの教育への権利」論を扱った先行研究として、Detlev J. K. Peukert, Grenzen der Sozialdisziplinierung— Aufstieg und Krise der deutschen Jugendfürsorge von 1878 bis 1932, Köln, 1988. を挙げる ことができる. しかし、ポイカートは、もっぱら ポーリヒカイトの論(および-RJWG)を,親権に 対する国権の介入という側面においてのみ理解し ているという点で難があると言わざるをえない.
 後の論述で明らかになるが、本稿はポイカートの 研究との関連で言うならば、その介入を正当化す る論理がいかにして成立したのかを問うものであ る.
- 9) もっとも BGB の現実の状況への有効性, とい う問題は,何もポーリヒカイトによってのみ議論 されていたわけではない.事実,BGB のラント 施行法であるはずの保護教育法のなかには,BGB の法理を逸脱しているものもあった.参照,拙稿, 前掲.
- 10) W. Polligkeit, a.a.O., S. 2f.
- 11) Ebenda, S. 4.
- 12) 『権利』において論じられている BGB1666 条 の審議過程については、また、参照、小玉亮子「19 世紀末ドイツの強制教育における国家介入問題-民法(1896年)制定までに焦点をあてて一」『研究 室紀要』第17号、東京大学教育学部教育哲学・教 育史研究室、1991年.

- 13) Albert Schäffle, Bau und Leben des sozialen Körpers, 2. Aufl., Tübingen, 1896. な お, 本書の初版については, E・デュルケムによ
- る書評がある、E・デュルケム・小関藤一郎訳 「シェフレ『社会の構造と生活』」小関・山下訳 『デュルケームドイツ論集』行路社, 1993年 (原著 1885年).
- 14) W. Polligkeit, a.a.O., S. 13ff.
- 15) もっとも、この観点からの国家介入は、保護教 育法においては許容され、また現実にも行われて いた.しかし、それは、法論理的には、先に示し たように保護教育法が BGB のラント施行法で あるがゆえに整合性をもっているとは言えない.
- 16) W. Polligkeit, a.a.O., S. 17ff
- 17) ポーリヒカイトはこの議論をするにあたり R・イェーリングに依拠している. Rudolf von Jhering, Geist des Römischen Rechtes II, 1880. なお、笹倉秀夫によれば、前期イェーリン グにおいては、Sitte とは、個人の自由と国家の 関係を調整するためのキー概念であった.「… Sitte は、一方で国家の介入を不要ならしめるこ とによって個人に自治を保障し得るとともに、他 方で自由な個人を公共へと方向づけ国家に対する sittlich な心術を持たせる有機的統合者としての 役割を果たし得るのであった。かくして、イェー リングにあっては、抽象法や抽象的自由と生ける 法ないし Sitte とは緊密に結びつくべきもの だったのである、このように、「個人」と「国家」 とを相互に媒介するものとしての Sitte の役割 に注目するイェーリングの思想は、したがって単 ` なる「ブルジョワ個人主義」でもなければ,単な る国家主義でもないと言えよう.」(笹倉秀夫『近 代ドイツの国家と法学』東京大学出版会,1979年, 31頁, なお, 強調は原著). このような (Sitte-Sittlichkeit〉の連関が機能する限り、国家の過度 の私的領域(家庭)への介入は否定されえたので ある.
- 18) この傾向、そして後述する「保護原理」の勝利 は、大家族から小家族へという家族形態(および それに付随する家族機能)の変容、および経済形 態の変化による(例えば貧困問題などを背景とす る)子どもの教育要求の上昇という歴史的背景と 結びついているということをポーリヒカイトは喚 起する。
- 19) 国家と親の関係につき,ポーリヒカイトは法史 において,「権力原理」と「保護原理」という考え

- があったとする、「権力原理(Gewaltprinzip)」
- は、子どもの教育への国家の影響を排除するとい う考え方である.
- 20) ここで言う Lebensberufe のための教育とは は,狭い意味での職業教育ではなく,人格的な要 素を含むものである. Vgl., S. 29.
- 21) BGB1631条.子どもの人格への監護は、子ども を教育し、監督し、その居場所を決める権利と義 務を含む.
 - 父親は教育権により子どもに対して一定の懲戒 手段を用いることができる.父の申請に基づい て,後見裁判所は,適当な懲戒手段を用いて彼を 援助しなければならない.

14

- 22) W. Polligkeit, a.a.O., SS. 33-36.
- 23) Ebenda, S. 37.
- 24) なお, RJWG においては子どもが請求権を持 つか否かについては明確な結論はでなかった. そ れに対して JWG では,子どもの請求権は明確 に否定された. 参照,拙稿,前掲.
- 25) このような親権を〈国家―親〉ではなく〈親― 子ども〉の相で理解するポーリヒカイトの見方は ヨーロッパ家族法の伝統に忠実に従ったものであ
- 26) W. Polligkeit, a.a.O., SS. 54–58.
- 27) Michel Foucault, Space, Knowledge, and
- Power, *The Foucault Reader*, New York, 1984, p. 242.
- 28) これは Soziologie を必ずしも意味するわけで はない.後述するように、ここで言う社会学はド イツ社会学よりはむしろデュルケム的な意味での それである.もっとも、ドイツ社会学とデュルケ ムをはじめとするフランス社会学の学的連関につ いてはこれからの研究課題である.
- 29) E・デュルケム:山下雅之訳「ドイツにおける 道徳の実証科学」小関、山下訳,前掲(原著1887 年). この論文においてデュルケムは,ドイツにお ける「道徳の実証科学」者として,シェフレ, イェーリングとともに,A・ヴァーグナー,G・ シュモラー,そして,W・ヴントについて考察し ている.なお,デュルケムにとってドイツ留学が いかなる意味を持ったかについては,さしあた り、参照,作田啓一『人類の知的遺産 デュル ケーム』講談社,1983年,91—93頁.また,とり わけドイツ統計学の影響については、参照,重田 園江『正常な社会と正常な個人—エミール・デュ ルケムにおける統計学と生理学—」相関社会科学

有志編『ヴェーバー・デュルケム・日本社会一社 会学の古典と現代』ハーベスト社, 2000年.

30)あくまで〈外部〉とは便宜的な言い方にすぎな い.より正確には、個人にとっては「外部かつ内 部」とでも言いうるものであろう.

- 31) この観点から言うならば、デュルケムの社会学 を一つの「慣習 (Sitte)」論と読むことも可能であ る. 無論、Sitte はギリシャ語の Ethos に由来す る. 社会学におけるエートス把握については、さ しあたり、参照、岡澤憲一郎「エートス概念の社
- 会学的考察」『マックス・ウェーバーとエートス』 、 文化書房博文社, 1990年(初出1981年). また,
- デュルケムの参照したドイツ統計学が主には「道
 徳統計(Moralstatistik)」という名称であったことは注目してよい、道徳統計とは、Sitte を把握
 することから人倫を統計的に認識しようとするものであった. Vgl, Arnold Wadler, Moralstatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem
 heutigen Stand, München und Berlin, 1911, S. 602
- 32) なお、イェーリングもまた国家強制の必要性を その後期には主張した、先に示したように、前期 イェーリングは、国家と個人の間に Sitte を媒介 させることで両者を調和的に結合することができ た.しかし、後期イェーリングは、そこで前提と される〈Sitte-Sittlichkeit〉連関が想定できな - い,すなわち,「後期イェーリングにとっては,前 期に具体的に展開されたような Sittlichkeit 達 成の道すじが今や具体的方途を見出せぬ、たんな る理想でしかないものになっているのである」 (笹倉,前掲, 80頁). そして,その理論的「転向」 の背景には「ドイツ資本主義の、高度化にともな **」うその内部矛盾の激化であり,自由放任主義の破** 縦、そしてそれらと不可分の、旧き伝統的社会秩 序が持っていた sittlich な力の弱化」(同上, 105 ()がある.
- 33) 参照,南條文雄『人倫の哲学―ヘーゲル・カン ト・ルソーと現代』北樹出版,1991年.
- 34) 先に述べたように、Sitte はギリシャ語 Ethos に由来するものである。その限りにおいて、 〈Sitte-Sittlichkeit〉の連関は、「エトスがエート スを形成する」、あるいは「モレスがモーレスを形 成する」という連関に語義的に忠実に従ったもの である。そして、この相において、習慣形成とし ての教育が立ち現れるのであれば、ポーリヒカイ トの(人倫的)教育論は、教育思想の伝統に忠実

₩・ポーリヒカイトの「子どもの教育への権利」論――子ども、親、国家、そして社会──

に従ったものであると言うことができるであろう. 参照, 寺崎弘昭「教育関係構造史研究入門― 教育における力・関係・ハビトゥス」『東京大学 教育学部紀要』第32巻, 1993年.

- 35)両者の便宜的な訳し分けとして、das Sozial を「社会」、Gesellschaft を「社会構造」とするこ とがある.前者に対し後者は構造体、実体として の「社会」を指す概念であるように思われる.な お、参照、永井清彦「訳者解説」永井編著『われ われの望むもの一西ドイツ社会民主党の新綱領』 朝日新聞社、1990年.また、Gesellschaft の概念 史としては、参照、M・リーデル、河上・常俊編 訳『市民社会の概念史』以文社、1990年.
- 36)以下のシュタインについての記述は、秋元律郎 『市民社会と社会学的思考の系譜』御茶の水書房、 1997年、第2章、に多くを負っている。
- 37)なお、Soziologie を標榜した「ドイツ社会学会 (die Deutschen Gesellschaft für Soziologie)」の成立過程については、参照、米沢和彦『ドイツ 社会学史研究―ドイツ社会学会の設立とヴァイマ ル期における歴史的展開』恒星社厚生閣、1991年.
- 38) ここで私たちは, 例えば, G・ジンメルの「形式 社会学」を想起してよいであろう.

- 39) 臼井英之「ドイツにおける社会政策の意味」仲村・一番ヶ瀬編『世界の社会福祉 8 ドイツ,オランダ』旬報社,2000年.
- 40) 参照,木村周一朗『ドイツ福祉国家思想史』未 来社,2000年.また,RJWG と「国家補助機能原 則(Subsidiarität)」の関係については、参照,拙 稿,前掲.
- 41) 吉岡真佐樹「ドイツにおける教育福祉専門職の 拡大と分化」『京都府立大学学術報告「人文・社 会」』第50号,1998年,100頁.
- 42) さらに言えば、このような社会問題への配慮 は、そのまま個人の教育へと連なるであろう、そ の意味で、ここで個人と社会は「メビウスの環」 のごとき連関にあると言える。
- 43) 無論, Gesellschaft と das Sozial の概念史に よる精緻な把握はこれからの研究課題であり、こ れはあくまで暫定的な見取り図にすぎない.
- 44) W. Polligkeit, a.a.O., S. 83.
- ・付記:本稿の執筆にあたり,長崎国際大学人間社 会学部社会福祉学科より共同研究費による援助を うけた.